

令和元年 10 月 24 日

要求書に対する回答

- 教育委員会事務局 -

番号	6
項目	<p><u>高齢者雇用制度の充実・改善を図るとともに、希望する職員の雇用を確保すること。</u></p>
<p>(回答) (下線部のみ回答)</p> <p>「雇用と年金の接続」につきましては、平成 25 年度の小委員会交渉を通じて具体的な運用課題などの協議を行い、一定、了解をいただいたところであります。</p> <p>引き続き、制度運用のうち職員の勤務労働条件に関わる事項については、「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、交渉してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 (管理G)

番号	12(1)
項目	労働基準法、労働安全衛生法の規則「学校給食事業における安全衛生管理要綱」の周知徹底を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>学校給食を円滑に運営していくうえで、給食調理員の労働安全衛生は、非常に重要であると認識しております。</p> <p>厚生労働省が昭和48年に策定した「学校給食事業における安全衛生管理要綱」が、平成6年4月に全面的に改定されたことに併せて、学校給食労働安全衛生委員会において本市の労働安全衛生管理点検項目等の見直し作業を行うとともに、毎年4月には業務監理主任を対象とした研修や各職場の安全衛生担当者を対象とした研修において要綱についての講義を行い、要綱の目的である学校給食事業における労働者の安全と健康の確保について周知徹底を図ってきたところです。</p> <p>また、「学校給食労働安全衛生担当者の手引き」を、平成22年8月からはBeeネットポータルに、平成25年2月からはSKIPポータルにも掲載し、要綱等が容易に確認できるよう整備を図っております。</p> <p>今後とも、労働災害防止・健康障害防止のため、要綱の周知徹底に努めてまいりたいと考えています。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当(福利G)

番号	12(2)
項目	公務災害の防止対策は、労使協議を基本としながら二度と同じ事故は起こさないとする強い意志をもって講ずること。
<p>(回答)</p> <p>公務災害の防止対策については、「学校給食労働安全衛生委員会」において、種々調査・審議を実施し、その対策を講じているところです。</p> <p>また、平成5年から「学校給食調理員公務災害調査研究会」を設置し、公務災害防止に向けた調査研究・改善を行っているところです。</p> <p>平成11年度からは、9月を公務災害防止月間と定め、啓発ポスターの作成・配布等を行っており、今年度についても、広く公務災害防止への意識向上が図れるよう、啓発ポスターの図案及び標語を給食調理員から公募し、啓発に努めてきたところです。</p> <p>さらに、毎年、夏季休業期間中に実施しているブロック研修や安全教育研修においても、公務災害をテーマとした講義を取り入れるなど、災害の未然防止に向け取り組んでいるところです。</p> <p>給食室については、各職場の安全衛生担当者による週1回の職場巡視のほか、衛生管理者・産業医による職場巡視、夏季休業期間中における給食調理員による点検を行い、公務災害の防止に努めているところです。</p> <p>特に、昨年度・一昨年度と引き続いて起きた一酸化炭素中毒事故は、あってはならない事故であり、学校給食労働安全衛生委員会及び学校給食調理員公務災害調査研究会の場において、さらなる災害の未然防止対策を協議しているところです。また、今年度の給食調理員安全教育研修会において、ガス調理機器による災害防止のための研修を行いました。</p> <p>引き続き、毎月の労働安全衛生委員会での災害の検証・検討とともに、公務災害調査研究会においても調査研究を行い、公務災害防止の対策を講じてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当(福利G)

番号	12(4)
項目	<p>休職者の実態をふまえ、原因分析を行うとともに学校給食職場におけるメンタルヘルス対策事業の一層の充実を図ること。特に心の健康の保持、増進の観点から「心の健康づくり指針」の策定をふまえ実効あるものにする。</p>
<p>(回答)</p> <p>メンタルヘルス対策については、労働安全衛生上の非常に重要な課題であると認識し相談窓口の設置、情報提供、各種研修会の開催など様々なメンタルヘルス対策事業に取り組んでおります。</p> <p>具体的には、全教職員を対象にセルフケア等メンタルヘルスに関する啓発を目的とした「こころとからだのお話」や「メンタルヘルス相談窓口のご案内」の配付、「管理職向けメンタルヘルス研修」、「管理監督者向けメンタルヘルス相談事業」等、各種研修等を実施しております。</p> <p>平成22年10月からは、精神疾患等による休職から復職される方に職場としての支援を行うことでより一層スムーズに安全に職場復帰され、病気の再発を防止し、業務が継続できるよう復職後のフォローアップも含めて支援をしていく「大阪市立学校園職員復職支援事業」を実施し、円滑な職場復帰と再発防止に努めております。</p> <p>平成23年4月には「大阪市教職員心の健康づくり指針」を策定し、あわせて「大阪市教職員のためのメンタルヘルスハンドブック」を作成し、全学校園に通知してきました。</p> <p>平成24年度からは教頭・副校長向けのラインケア研修会の実施、平成25年10月からは学校園におけるメンタルヘルス対策のサポートを強化するとともに、教職員のメンタルヘルス不調の発症予防のための幅広い支援を目的として、外部委託事業者による、Web・電話・カウンセリングによる相談の実施、学校園におけるメンタルヘルスに関する講習会やメンタルヘルス推進担当者養成研修の実施、学校園で発生した事故等による教職員の危機時の心のケアなど、対策の拡充を図っております。</p> <p>また、労働安全衛生法の一部改正に伴い、自らのストレスの状態に気づき、セルフケアの充実とメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的として平成28年度からストレスチェックを実施し、29年度より全校園長等を対象としたストレスチェック結果説明会を開催しています。さらに、平成30年度は、ストレスチェックの組織結果が特に高ストレスとなっている学校園15校を対象に「職場環境改善研修」を実施したところであり、これら高ストレス高における職場環境改善研修の結果を受けた取り組み内容を収集・分析し、好事例について各学校園へ発信して各学校園で取り組んでもらうなど、今後ともメンタルヘルス不調の原因により即した対策の充実を努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当(福利G)

番号	12(5)
項目	<p><u>精神疾患による病気休職からの復職者に対する「職場復帰支援事業」を実効あるものとする</u>こと。また、復職後の人的支援について拡大・充実をおこなうこと。</p>
<p>(回答) (下線部のみ回答)</p> <p>平成22年10月より「職員復職支援事業」を開始し、精神疾患等による休職から復職される職員がスムーズに安全に職場復帰され、病気の再発を防止し、業務が継続できるように支援することを目的として実施しております。</p> <p>復職の際に教育委員会産業医の面接を実施し、復職及び就業上の措置に関する計画を立て、復職後必要に応じて就業上の措置を実施し、職場復帰を支援しております。</p> <p>通常勤務復帰後も教育委員会産業医との面接を必要に応じて実施することにより、円滑な職場復帰をめざしております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当(福利G)</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当(管理G)</p>

番号	12(6)
項目	<p>パワハラ・セクハラ等、あらゆるハラスメントを給食室内から一掃させる取り組みを推進すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>パワー・ハラスメントは、職員の尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるばかりでなく、職場秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しております。</p> <p>教育委員会といたしましては、平成29年1月に、「学校園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「同運用の手引き」を策定し、校園長に対して、教職員へ周知徹底並びに、パワー・ハラスメントのない、より良い職場環境の形成の取組を一層推進するよう通知しております。</p> <p>今後も、被害者を救済するシステムの確立に向け、相談体制を充実させていくとともに、学校園におけるパワー・ハラスメントを防止し、より良い職場環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントにつきましては、教職員へのセクシュアル・ハラスメント防止周知用プリント、及び「セクシュアル・ハラスメントの防止に関するガイドライン」を各校園に配付し周知を図っており、管理監督者においては、日頃から教職員へ注意を喚起し、各職場において研修を実施するなど、その認識を深めるように努めております。</p> <p>なお、令和元年9月の校園長サービスコンプライアンス研修の際には、セクシュアル・ハラスメントの防止をテーマに研修を行いました。</p> <p>また、きめ細かい対応ができるように、校園長等管理監督者、教育委員会窓口に加えまして、外部の相談窓口として弁護士事務所において相談を受ける窓口を設置しております。</p> <p>今後とも、セクシュアル・ハラスメント防止のみならず、お互いの人権が守られ、相互に理解し合える職場環境づくりに努めて参ります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（服務） 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権）</p>

番号	12(8)
項目	調理作業に必要な作業衣等の改善を行うこと。また、衛生管理上、区別が必要なものについては改善すること。
<p>(回答)</p> <p>作業衣等につきましては、衛生管理上の観点から、改善を図ってまいりました。</p> <p>非常に厳しい財政状況の中ではありますが、衛生管理基準上、区別が必要なものなどの改善については、必要性について精査しつつ、検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学校給食課